

井波地域づくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、井波地域づくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の事務所は、南砺市山見1739番地2ショッピングセンターアスモ内の井波交流センター（以下「交流センター」という。）に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、井波地区の住民（以下「地区住民」という。）、本会が認めた地域活性化事業組織及び企業とする。

2 地域活性化事業組織とは、活力あふれる個性豊かな地域社会を実現するため、その活動範囲が井波地区に限定せず、井波地域を含む広範囲の地域振興の推進に寄与することを目的として活動する組織をいう。

3 企業とは、活力あふれる個性豊かな地域社会を実現するため、その活動範囲が井波地区に限定せず、井波地域を含む広範囲の地域振興の推進に寄与することを目的として活動する企業活動団体をいう。

(目的)

第3条 本会は、地区住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の防災、防犯、交通安全等に関すること。
- (2) 地区住民の健康・福祉等の増進に関すること。
- (3) 地区住民の文化・教養、レクリエーション・スポーツ等に関すること。
- (4) 地域づくりに関する各種計画の検討・策定、施策等の検討・推進に関すること。
- (5) 市政等への参加及び協力に関すること。
- (6) 地区住民の要望の取りまとめ及びその実現に関すること。
- (7) 生活環境の保持と改善・向上に関すること。
- (8) 各種団体に対する助言、協力及び支援に関すること。
- (9) 青少年健全育成に関すること。
- (10) 日本遺産井波の推進に関すること。
- (11) 交流センターの管理に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要と認める事業。

第2章 組織

(役員)

第5条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 常任理事 20名以内
- (4) 理事 45名以内
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 部会長 4名
- (8) 副部会長 4名
- (9) 部会員
- (10) 地域づくり支援員 3名以内

2 会長及び副会長は、常任理事会の推薦により、総会において選任する。この場合において、会長及び副会長の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会員の中から選出する。

(2) 副会長は、会員の中から会長が推薦する者として有識者2名、井波地区町内会長会の代表者1名及び次項第2号の各種団体ブロックの常任理事から各1名を選出する。

3 常任理事は、次に掲げる町内会長ブロック、各種団体ブロック及び各部会から選出された代表をもって充てる。

(1) 町内会長会ブロックは、第1区(八日町町内会、六日町町内会、松島町内会)、第2区(上新町町内会、中新町町内会、京願町町内会)、第3区(下新町1区町内会、下新町2区町内会、下新町3区町内会)、第4区(山下町内会、末広町町内会)、第5区(今町1区町内会、今町2区町内会、木崎野町内会)、第6区(今町3区町内会、今町4区町内会、栄町町内会)、第7区(東町町内会、北川町内会)、第8区(藤橋町内会、三日町町内会、畑方町内会、山見町並町内会、五領島町内会)及び第9区(上山見町内会、下山見町内会、東洋紡町内会)の町内会グループで構成し、各グループから1名を選任する。

(2) 各種団体ブロックは、社会福祉・社会教育グループ(老人クラブ、民生委員児童委員協議会、遺族会、青少年育成会議、児童クラブ、地域活性化事業組織等)、その他団体グループ(赤十字奉仕団、交通安全井波支部井波地区、女性連絡員会、地域活性化事業組織等)及び消防団で構成し、社会福祉・社会教育グループには2名を、その他グループからは1名を、消防団からは1名をそれぞれ専任する。

- 4 理事は、井波地区内の町内会長及び前項第2号に規定する各種団体ブロックを構成する代表者をもって充てる。
- 5 事務局長は、会長が指名する。
- 6 監事は、常任理事会の推薦により、総会において選任する。
- 7 部会長は、会長が推薦し、総会において選任する。
- 8 副部会長は、部会長が部会員の中から指名する。
- 9 部会員は、町内会長会及び関係する団体から推薦を受けた者とする。
- 10 地域づくり支援員は、南砺市地域づくり支援員設置規程（平成22年訓令第5号）第1条に規定する支援員として、南砺市から辞令交付を受けた職員とする。
- 11 本会に若干の相談役及び参与を置くことができるものとし、会長及び副会長が協議して選任する。

（任期）

- 第6条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務局長はその限りではない。

（役員等の任務）

- 第7条 役員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。
 - (3) 常任理事は、会務を企画・運営する。
 - (4) 理事は、会務を遂行する。
 - (5) 事務局長は、会長の指示に基づき、本会の事務運営及び会計を行なう。
 - (6) 監事は、本会の事業の執行状況及び会計の監査を行う。
 - (7) 部会長は、担当部会の会務を総理し、その内容を会長及び副会長に報告する。
 - (8) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職を代表する。
 - (9) 部会員は、部会の会務を企画・運営する。
 - (10) 地域づくり支援員は、本会の運営に関する助言及び南砺市との連絡調整を行う。
- 2 相談役及び参与の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 相談役は、市政に関し学識経験のあるものの中から選任し、本会の運営について助言を行う。
 - (2) 参与は、商工、観光、芸術及びスポーツ関係団体、その他会長が必要と認める団体及び会員の中から選任し、本会の会務について意見を述べる。

(事務局)

第8条 本会の事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 地域指導員 3名
- (3) その他必要な職員 若干名

2 事務局長は、交流センター長を兼ねる。

3 第1項第1号に掲げる職員は、常任理事会の承認を得て、会長が任用する。

(報酬等)

第9条 報酬の支給対象者及び報酬の額などの報酬に関する事項、並びに就業規則などの労務管理に関する事項は、執行役員会で決定し、常任理事会で報告する。

第3章 会議

(会議)

第10条 本会に、会務の企画及び運営のため、次の会議を置き、会長が会議の議長となる。

- (1) 執行役員会
- (2) 常任理事会
- (3) 理事会
- (4) 総会
- (5) 部会

2 第1項の規定にかかわらず、部会の議長は部会長とする。

3 第1項の規定にかかわらず、会長は必要に応じて常任理事会の承認を得て、専門委員会を設置することができる。

(執行役員会)

第11条 執行役員会は、会長、副会長、部会長、事務局長及び地域づくり支援員で構成する。

2 相談役及び参与は、会長の要請に基づいて会議に出席することができる。

3 議事は、出席役員の過半数で決する。賛否同数の場合は議長が決する。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、部会長、監事、事務局長及び地域づくり支援員をもって構成する。

2 相談役及び参与は、会長の要請に基づいて会議に出席することができる。

3 議事は、出席役員の過半数で決する。賛否同数の場合は議長が決する。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事、部会長、監事及び事務局長で構成する。

2 相談役、参与及び地域づくり支援員は、会長の要請に基づいて会議に出席することができる。

3 議事は、出席役員の過半数で決する。

(総会)

第14条 定期総会は、年1回開催し、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、役員の3分の2以上の出席で成立するものとする。

4 議事は、出席役員の過半数で決する。賛否同数の場合は議長が決する。

(部会)

第15条 本会の目的と事業を達成するため、本会に次の部会を置く。

(1) 安全・安心部会

(2) 福祉・健康部会

(3) 文化・スポーツ部会

(4) 地域づくり部会

2 第1項の部会は、部会長、副部会長及び部会員で構成する。

3 地域づくり支援員及び専門委員会委員は部会長の要請に基づいて、部会に出席することができる。

4 各部会員の選任団体及び選任委員数は、部会長が執行役員会に諮り決定する。

5 部会長は、必要と認めたときは部会に会員の中から有識者の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第16条 専門委員会は、会長の求めに応じ、本会の目的と事業を達成するために必要な調査・研究を行う。

(1) 専門委員会委員は、関係部会に出席し、部会長の求めに応じ意見を述べるることができる。

(2) 専門委員会の議長は、専門委員の中から選任する。

2 専門委員会の委員会名、委員数は執行役員会で決し、委員は、執行役員会の指名又は公募により選任する。ただし、公募委員数は、総委員数の4分の1以内とする。

第4章 会計

(会計)

第17条 本会の経費は、地区住民が納付する会費、交付金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第18条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

3 帳簿の閲覧を請求する者は、申請者氏名、申請者住所及び連絡先、閲覧目的、閲覧日時、その他必要な事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(監査と報告)

第19条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

2 監事が行う監査の対象会計は、井波地域づくり協議会一般会計、忠霊塔事業特別会計、防犯事業特別会計、防災基金、活動拠点整備基金とする。

第5章 その他

(委任)

第20条 この規定に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が常任理事会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(規約の廃止)

2 井波地区自治振興会規約は、平成30年度事業・決算報告総会をもって廃止する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和3年4月1日から施行する。